

武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成15年7月武蔵野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前						
(旅費の支給)						
第22条 条例第5条第2項に規定する旅費の支給については、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（ <u>昭和28年3月武蔵野市条例第5号</u> ）の規定による。						
別表（第4条関係）						
補償基礎額表						
医師、 歯科医師又は 薬剤師としての 経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>8,529</u> 円	<u>9,909</u> 円	<u>12,351</u> 円	<u>13,575</u> 円	<u>15,837</u> 円	<u>16,866</u> 円
学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,164</u> 円	<u>7,932</u> 円	<u>9,438</u> 円	<u>10,701</u> 円	<u>11,610</u> 円	<u>11,970</u> 円
備考（略）						

付 則

改正後							説明																						
<p>（旅費の支給）</p> <p>第22条 条例第5条第2項に規定する旅費の支給については、武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（<u>令和8年3月武蔵野市条例第5号</u>）の規定による。</p>							<p>字句の改正</p>																						
<p>別表（第4条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数</th> <th>5年未 満</th> <th>5年以 上10年 未満</th> <th>10年以 上15年 未満</th> <th>15年以 上20年 未満</th> <th>20年以 上25年 未満</th> <th>25年以 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額</td> <td><u>9,060</u> 円</td> <td><u>10,332</u> 円</td> <td><u>14,175</u> 円</td> <td><u>14,175</u> 円</td> <td><u>16,467</u> 円</td> <td><u>17,496</u> 円</td> </tr> <tr> <td>学校薬 剤師の 補償基 礎額</td> <td><u>7,629</u> 円</td> <td><u>8,340</u> 円</td> <td><u>9,873</u> 円</td> <td><u>11,073</u> 円</td> <td><u>11,907</u> 円</td> <td><u>12,246</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>								医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>9,060</u> 円	<u>10,332</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>16,467</u> 円	<u>17,496</u> 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>7,629</u> 円	<u>8,340</u> 円	<u>9,873</u> 円	<u>11,073</u> 円	<u>11,907</u> 円	<u>12,246</u> 円	<p>字句の改正</p>
医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上																							
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>9,060</u> 円	<u>10,332</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>16,467</u> 円	<u>17,496</u> 円																							
学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>7,629</u> 円	<u>8,340</u> 円	<u>9,873</u> 円	<u>11,073</u> 円	<u>11,907</u> 円	<u>12,246</u> 円																							
<p>備考（略）</p>							<p>字句の改正</p>																						

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新規則別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。
- 4 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。